

平成29年度 信州型住宅リフォーム助成金

長野県
では…

工事費の**20%**まで **最大40** (移住世帯は50万円)
万円を助成!

住宅の性能向上リフォームを推進しています。

対象工事は省エネルギー化、バリアフリー化、県産木材使用など。
子育て世帯や移住世帯は助成額が増額されます。

冬の寒さは快適性、健康性に悪影響があり、脱衣・入浴時と就寝・起床時は特に影響が大きいといわれます。
助成金をうまく活用してリフォームし、快適・健康に暮らし、住宅を長く大切に使いましょう。

募集期間

いずれも、H29年度中に着手する
リフォームが対象

【工事完了の時期】

1次 ~H30.3.31

2次 H30.4.1~H31.3.31

【募集期間】*

1次 H29.4.15~H30.2.15

2次 H29.12.1~H30.3.15

*先着順で助成対象を決定し、予定額に達した時点で募集を終了します。

助成対象者

住宅をリフォームする方で、
次の**いずれか**に該当する方

- 県内に居住する方
<申請区分：一般型>
- 県外から県内に移住[※]する(した)方
<申請区分：移住促進型>

※対象期間：交付申請日の属する年度の
前年度の4月1日~実績報告日

助成対象住宅

次の**いずれにも**該当する住宅
(住宅部分が1/2以上の店舗等併用住宅を含む)

- 県内に所在する住宅
- 申請者が自ら居住または所有する住宅

助成額・助成対象工事

【助成額】

次の金額のうち**最も小さい額**
(1,000円未満切捨て)

- 工事内容に応じた**下表の金額**の合計額
- 総工事費の**20%**
- **40万円**または**50万円**
(一般型) (移住促進型)

【助成対象工事】

県内事業者が施工する総工事費
50万円以上の次のリフォーム工事

必ず実施していただくリフォーム

対象室 (①②のいずれか一方)	①浴室と脱衣所 ②寝室	
対象工事 (両方必須)	外気等に接する 壁・床・天井・屋根 の10㎡以上を 断熱改修 (改修部分の合計面積で可)	外気等に接する すべての建具 の 断熱性能を確保 (既に断熱性能がある建具の改修は不要)
助成単価	2,000円/㎡	15,000円/箇所
断熱性能の基準	建築物省エネ法の仕様基準(平成28年国土交通省告示第266号)を引用	

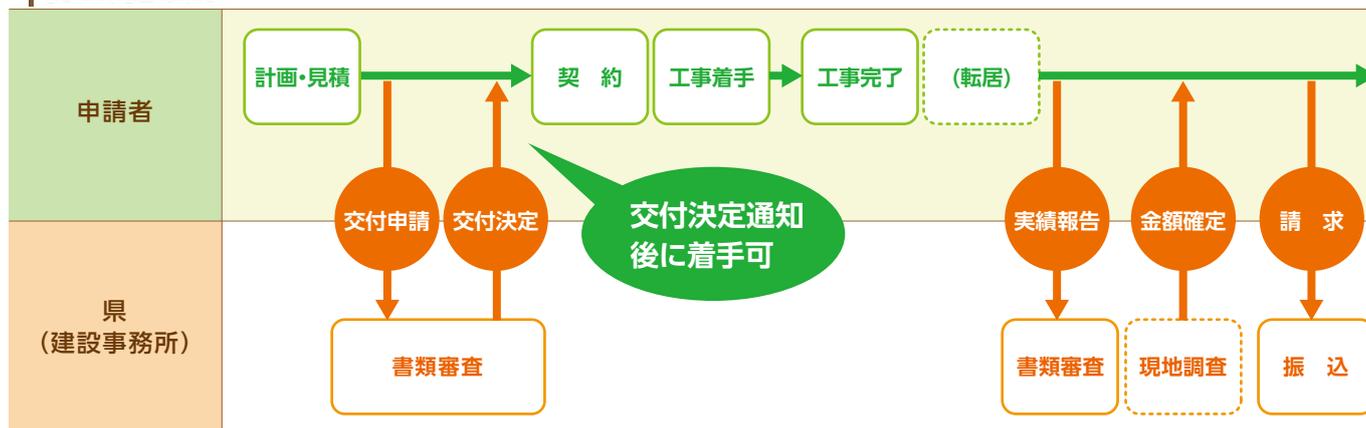
あわせて実施すると助成額が加算されるリフォーム等

加算区分	対象工事等	助成単価
① 省エネ	ア (上記「必ず実施していただくリフォーム」対象室以外で) 外気等に接する 壁・床・天井・屋根 を 断熱改修	2,000円/㎡
	イ (上記「必ず実施していただくリフォーム」対象室以外で) 外気等に接する 建具 を 断熱改修	15,000円/箇所
② バリアフリー	ア 床の段差を解消 (勾配1/12以下のスロープ設置)	2,000円/箇所
	イ 出入口の幅を拡張 (通行上有効な幅を750mm以上確保)	10,000円/箇所
	ウ 便器の取り替え (和式から洋式に)	50,000円/箇所
	エ 便所または浴室の面積を拡大 (便所：内法1,100×1,300mm または、洋式便器と前方・側方の壁の距離500mm) (浴室：短辺内法1,400mmかつ内法面積2.5㎡)	50,000円/箇所
③ 県産木材	ア 仕上げ用板材 または 合板 を使用	2,000円/㎡
	イ ア以外の材 を使用	5,000円/㎡
④ 瑕疵保険	リフォーム瑕疵保険 に加入	10,000円
⑤ 子育て世帯	子ども (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)が 同居	50,000円
⑥ 移住世帯	県外から県内に 移住 (申請区分:移住促進型)	100,000円

◎詳細は「信州型住宅リフォーム助成金交付要綱」、「信州型住宅リフォーム助成金交付取扱要領」をご確認ください。

「長期優良住宅化リフォーム推進事業」、「住宅ストック循環支援事業」など、国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。

申請手続きの流れ



申請に必要な書類

交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付申請書(様式第1号) ■ 付近見取図 ■ 工事内容が確認できる図面、仕様書、計算書等 ■ 工事費見積書の写し ■ 工事箇所ごとの工事着手前の写真 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【加算④を適用する場合】 リフォーム瑕疵保険の加入に係る見積書の写し ■ 【加算⑥を適用し、交付申請日に県内に居住している場合】 住民票の写しの原本(発行後1か月以内) ■ 【申請者が自ら所有する住宅でない場合】 リフォーム工事実施に係る同意書(様式第2号)
実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実績報告書(様式第5号) ■ 工事請負契約書または工事注文請書の写し ■ 領収書、金融機関振込依頼書の写し等 ■ 工事箇所ごとの工事完了後の写真 ■ 隠蔽部分の工事内容が確認できる 工事中の写真または出荷証明書・納品書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【加算③を適用する場合】 信州木材認証製品出荷証明書の写し ■ 【加算④を適用する場合】 リフォーム瑕疵保険の証券の写し ■ 【加算⑤を適用する場合】 住民票の写しの原本(本人及び子ども。発行後1か月以内) ■ 【加算⑥を適用し、交付申請日に県内に居住していなかった場合】 住民票の写しの原本(発行後1か月以内)

◎ 申請書類の様式は、長野県公式ホームページからダウンロードできます。

申請・お問い合わせ先

● 申請対象の住宅の所在地を管轄する建設事務所の建築担当課が受付窓口です。

名称	電話番号	名称	電話番号
佐久建設事務所建築課	0267-63-3160	木曾建設事務所整備・建築課	0264-25-2229
上田建設事務所建築課	0268-25-7142	松本建設事務所建築課	0263-40-1935
諏訪建設事務所建築課	0266-57-2923	大町建設事務所整備・建築課	0261-23-6524
伊那建設事務所建築課	0265-76-6830	長野建設事務所建築課	026-234-9530
飯田建設事務所建築課	0265-53-0468	北信建設事務所建築課	0269-23-0220

関連する取組のご案内

信州木材認証製品(信州木楽ネット)

信州木材認証製品センター

■ 電話 026-226-1471

県産木材の活用に取り組む林業者、取扱店、工務店、設計事務所等の情報を提供しています。

ECOCO

(長野県産材 CO₂固定量認証制度)

長野県林務部信州の木活用課県産材利用推進室

■ 電話 026-235-7266

木の家は第2の森林。
環境にやさしい住宅としてPRできます。



信州 ACE(エース)プロジェクト

長野県健康福祉部健康増進課

■ 電話 026-235-7112

世界で一番の健康長寿を目指して、健康づくり
県民運動を展開しています。



信州型住宅リフォーム
助成金の詳しい情報はこちら

長野県建設部建築住宅課企画係

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

■ 電話 026-235-7339 ■ FAX 026-235-7479 ■ 電子メール kenchiku@pref.nagano.lg.jp
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kurashi/sumai/shien/reform/index.html>

信州型住宅リフォーム助成金

検索

